

榆 苑

岡田大岬(昭和45年卒)

北大法学部 同窓会報

第31号

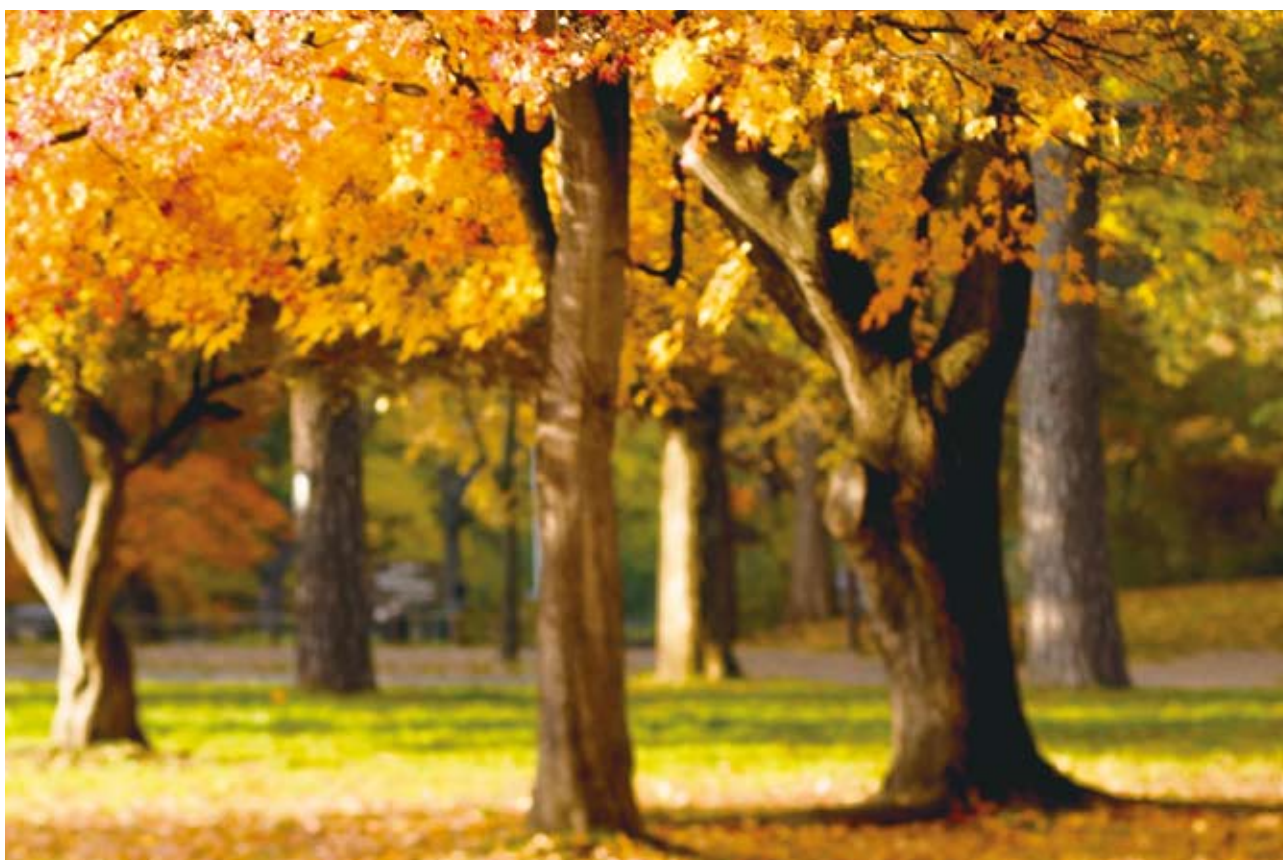
発行／北海道大学法学部同窓会

発行日／2015年7月31日

TEL・FAX／(011)706-3941

dosokai@juris.hokudai.ac.jp

印刷／(株)須田製版



中央キャンパスエリア

延齡草

北大を離れて、雑感

長井 長信

北大を離れ、明治学院大学(以下、明学)法学部に移って4年目になる。北大は10年間に在職したが、法科大学院担当教員としてしんどい思いをしたこともあった。

東京では、私生活はそれなりに楽しんではいるが、首都圏私立大学の置かれた状況を見るにつけ、北大でいかに恵まれていたかを痛感する。明学では、横浜キャンパス(横浜市戸塚区)と白金キャンパス(東京都港区)に分かれ、授業のために教員が両キャンパスを移動し、図書も両キャンパスで重複して揃えるなどの必要がある。他大学では、地方に分散していたキャンパスを首都圏に戻すことによって入学志願者確保に成功しているが、明学は立ち遅れてしまっている。また、大学院では極端な定員割れが恒常化している。グローバル化への対応、語学教育や生涯学習の充実、地域との連携などにも力を注いでいるはずだが、いずれも他大学の攻勢に押され気味である。その割には、明学の構成員の間に危機感が十分に共有されていない。

近時は大学運営におけるガバナンスの充実・強化が叫ばれているが、執行部の才気と努力だけでは、この困難な時代を乗り越えることはできないように思う。今こそ、大学構成員一人ひとりの自覚と努力が必要である。この明学で、私はどのような役割を果たすべきか、最近はそのようなことをぼんやりと考えて始めている。

(北大名誉教授・明治学院大学法学部教授)

技術を磨き続けていく。
未来を美しく奏でるために。



五嶋 龍

安全を最優先に
もつと速く。より快適に。
今も昔も、新幹線はつねに
進化するための努力を繰り返してきました。
どんなに難しい課題が立ちふさがっても、
あきらめないこと。次へ、その次へ。
JR東日本グループは、
確かな技術で前へ進み続けます。



これまでも、これからも。JR 東日本グループ

「札幌市長に秋元克広氏就任」

昭和54年卒30期
秋元 克広



同窓生の秋元克広氏(昭和54卒=30期)が
今春の統一地方選挙で札幌市長選に出馬、
見事当選を果たしました。

この度同窓生に向けて新市長の決意と抱負が
寄せられましたのでご紹介します。

この度の統一地方選挙において、多くの市民の皆様からご支援をいただき、去る5月2日、第10代札幌市長に就任しました。約2カ月が経ちましたが、市民の皆様への負託に応えるべく奮闘する毎日です。

先日、今や札幌の風物詩となった「YOSAKOIソーラン祭り」において、市長賞を授与させていただく機会がありました。ファイナルステージには、我々が北大の「縁」も出場しており、寮歌「ストームの歌」を久しぶりに耳にした時には、旧友と切磋琢磨しながら勉学に励んだ学生時代の頃を思い出し、懐かしくもあり、また、伝統がしっかりと引き継がれていることに嬉しくもあり、この感想を抱きました。

寮歌と言いますと、私は「都ぞ弥生」を真っ先に思い出します。星・空・雪など自然の美しさを讃える歌詞を数多く用いて、札幌・北海道が世界に誇る魅力の一つである「雄大な自然と四季の明瞭さ」が伝わってくるのです。

私は、市民194万人を抱える札幌市政のかじ取り役として、豊かな自然と高度な都市機能が共存する街さつぽろを、将来に引き継いでいかねばならないと思いを強くしているところです。特に、ここ札幌市にも、近い将来、人口減少・超高齢社会というかつて経験したことのない困難な時代の波が押し

寄せようとしております。この難局を乗り越えいくためには、これまで以上に、この街を心から愛する市民や企業の皆様、そして行政が力を合わせ、知恵を出し合いながら「市民力」を結集していくことが極めて重要と考えております。

私は、「人を大事にする」ことを原点に掲げ、「誰もが安心して暮らし、生涯現役として輝き続ける街」と「世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街」という二つの未来のさつぽろを実現させ、北海道全体の発展にも寄与してまいりたいと考えております。花弁とがく片で六方への広がりを表す北大のシンボルマーク「エンレイソウ」ように、札幌の魅力を、広く日本や世界へ向けて発信していくため全力を尽くします。

北大法学部OB・OGの皆様には、引き続き、札幌の魅力発信にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



向井論法律事務所

弁護士 向井 諭 (昭和50卒26期)

弁護士 中島 圭太朗

弁護士 栗田 みち子 (法科大学院平成23修了)

〒060-0802 札幌市中央区南一条西五丁目三番地
電話 (011) 644-1921
FAX (011) 644-1867

弁護士法人矢吹法律事務所

弁護士 矢吹 徹雄 (昭和47卒23期)

〒060-0802 札幌市中央区南一条西五丁目三番地
電話 (011) 231-5243
FAX (011) 231-0544

学部長ご挨拶

法学研究科長 長谷川 晃



昨年一月一五日に巨理格教授（現中央大学教授）から法学研究科長・法学部長を引き継ぎました。職務の慌しさに未だ慣れない内に、早いもので既に半年を過ぎました。同窓会の皆様へのご挨拶も些か遅れてしまいました。ご海容をいただき、今後一年半ほどの間、どうぞ宜しくお願い致します。実の所、たいへん申し訳ない事ながら、これまで同窓会にはほとんど縁がありませんでした。そのため、詳しいことはよく存じ上げませんので、皆様からのご教示の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

まず、平成二五年度後半から現在に至るまでの活動や実績等をご報告します。御陰様で、法学研究科・法学部は従前と同様の活発な研究教育活動を続けておりますが、最近の動静に関しては、以下のような事柄が特筆されます。

各種賞の受賞の関係では、法学の学力を評価する全国唯一の機会である法学検定試験において、平成二五年度の二〇名以上の団体での合格率の部の全

国第一位（団体賞）を獲得しました。また、法学部四年（当時）の阿部紀恵さんが国際司法裁判所に関する論文により国際法学会主催小田滋賞特別賞を受賞しました。さらに、遠藤乾教授（国際政治）が著書『統合の終焉②の実像と論理』（岩波書店）によって読売・吉野作造賞を受賞され、西村裕一准教授（憲法）が優れた研究活動に与えられる北海道大学研究総長賞奨励賞を受賞されました。

公開講座・講演会等の関係では、昨年度には、田村善之教授（知的財産法）が長を務める情報政策学研究所センターが主催し日本弁理士会研修認定を受けている毎年恒例の知的財産法サマーセミナー第六回目が開かれ、多くの専門家や研究者の受講がありました。また、法学研究科附属高等法政教育研究センターが毎夏に主催する公開講座（道民カレッジ連携講座）では、「なぜ憲法改正なのか？」と題する時事問題を捉えた連続講演が法学研究科の教員陣によって行われ、八〇名を超える受講者の熱心な参加を得ることができました。また、文系四学部共同主催のホームカミングデー二〇一四でも憲法改正問題がテーマとなり、前法学研究科教授である山口二郎・法政大学教授による帰郷講演も行われました。他に、上記高等法政教育研究センターでは、文系部局に属する応用倫理研究教育センター及び社会科学実験センターと共催するスタッフ・院生セミナー等も催され、米国における新たな法学の動きの一つである「法と神経科学」のセミナーも開催しました。

以上のような慶賀すべき事柄の一方

で、法学部名誉教授の先生方の訃報が相次ぎました。平成二六年初春には実方謙二先生（経済法）、丹宗昭信先生（経済法）が逝去されましたが、さらに同年八月には石川武先生（西洋史）が、そして本年五月には福永有利先生（民事訴訟法）が逝去されました。かつて法学部の中核となられ名声を高めてくださった先生方が逝去され、寂しい思いを禁じ得ません。謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。

卒業生の就職等については、学部では昨年度は二一七名が卒業し、進路等も従前と異なるところはありませんが、昨今の就職市場の好況を受けて順調と言えます。研究大学院では、昨年度内に修士一〇名、博士八名が修了しましたが（単位修得退学を含む）、公務員・民間企業等への就職は堅調な一方で、研究職への就職は専攻領域によっては厳しい状況もあり、研究職志望者全体の減少傾向も引き続き気になるところです。法科大学院については、全国的に志望者や司法試験合格者の減少傾向、小規模大学院の募集停止等という厳しい環境にある中で、北大の法科大学院は教員陣の献身的な努力もあって上位の成績を継続しています。もともと、法学部受験者の全国的な減少傾向が続いている中、北大法学部の受験倍率も二倍のラインを上下するなど、心配されるところです。

さて、私は、法学研究科長を務める前の四年ほどの間総長補佐を務めさせていただき、その間、北大生のためのグローバル人材養成特別プログラムである新渡戸カレッジの計画（平成二五年四

月開設）、外国人留学生向けの新たな学士課程である現代日本学プログラムの設置準備（本年四月開設）、そして平成二八年度から始まる新たな六年間の国立大学第三期中期計画（中期目標に係る北大での策定作業などに携りました。これらは、現在、文科省からの指示・指導のもとで急速に進みつつある全国の国立大学改革の一環として北大でも進められて来ているものですが、これら国際化や組織改革を軸とする全学的変革の波は、本年に入ってから今度は各部局へと押し寄せて来ています。法学研究科・法学部も例外ではなく、特に学部レベルでは英語授業の導入を初めとする国際化対応策・授業拡充策が、また大学院レベルでもこれらの他に他分野・他大学院との教育研究連携が求められ、それらを来年度からの第三期中期目標・計画の内に位置づけ実現に努めてゆくよう求められています。このような動きは平成一六年頃までに行われた大学院重点化や法科大学院設置（北大ではさらに公共政策大学院設置も）、そしてそれらに伴う学部改革を上回る規模の大きな改革の動きであり、これまでの法学政治学の教育研究を根本から変えるほどのインパクトを持つものになりそうです。

勿論、これらの改革の多くは現在計画中あるいは準備・試行中の段階にありますが、今後三、四年ほどの間に形になって来るものであり、この意味で、法学政治学の研究教育、そしてまた法学研究科・法学部全体の形も、大きな転換期に差し掛かっていると云えます。多くの関係者もその変化の全容を見定めること

学部現状 法学部・法学研究科の動き

は容易ではなく、また法学部全体も急激とも言える状況変化の中で検討体制を整え始めたところで、議論はまだ緒に就いたばかりですが、新たな法学政治学教育の位置づけ方にまで遡るべき今後の大きな課題として現れています。

そのような変動の中で、同窓会との連携もまた改めて重要な課題として浮かび上がって来ています。法学教育には、既存の法学政治学の学修・研究は勿論のこととして、新たな国際化対応策も盛り込まれ、さらに人文社会系、さらには理科系の異分野との交流もいっそう求められることになって、学生の関心、人材養成の方途、進路の方向なども多様化してゆくでしょう。そうであれば、特に教育面での同窓会からの様々なご支援や一層緊密な協力関係も重要になると思われ、同窓会との連携協力の新たな形を共に考え、創り出してゆくことが必要になっていると考えています。このような変動の時期に研究科長・学部長を仰せつかることになりましたので、今後、同窓会の皆様ともより深い話し合いや検討の機会を作らせていただき、新たな関係作りを少しでも進めてゆければと思っております。皆様には、従前に引き続き温かなご支援・ご協力を賜ると共に、何卒宜しくお知恵とお力をお貸し下さいますようお願い申し上げます。

教員の動き

教員の転出等

平成26年9月末には、海外から赴任されていた張千帆教授(比較憲法)が北京大学に、蘇義淵准教授(国際法)が台湾国立中興大学に戻られました。

平成27年3月末には、永年にわたり法学部・法学研究科の教育・研究に寄与されてきた白取祐司教授(刑事訴訟法)が神奈川大学に、松久三四彦教授(民法)が北海学園大学に、亘理格教授(行政法)が中央大学に、鈴木賢教授(比較法)が明治大学に転出されました。また、緑大輔准教授(刑事訴訟法)が橋大学に異動されました。

助教の異動関係では、平成26年7月に黄浄愉氏が天主教輔大学(台湾)に、同年12月に倪潤氏が中國政法大学に、平成27年3月に比良友佳理氏が京都教育大学に、佐藤結美氏が上智大学に、徐行氏が北大アイヌ・先住民研究センターに転出等されました。

新任教員等

平成26年10月には、伊藤・頼准教授(国際法)が、平成27年4月には上田信太郎教

授(刑事訴訟法)、林誠司教授(憲法)が着任されました。

助教として、平成26年10月に丁文杰氏が、平成27年4月に酒巻修也氏、濱口弘太郎氏、姜連甲氏、川村行論氏が採用されました。

学生の動き

入試と新入生

平成27年度の法学部入学者は、180名(定員180名)で、道内出身者が87名(48.3%)、道外出身者が93名(51.7%)となっています。道外出身者が平成25年度の44.8%と比べて、平成26年度が55.6%であったことから、道外勢が大きく増加しています。北大全体の入学者も道外勢の増加傾向が続いていて、今年度は昨年度の59.2%から60.3%に増加しています。内訳では、現役が136名(75.6%)、過年度卒業生が44名(24.4%)です。また、男子学生が115名(63.9%)、女子学生が65名(36.1%)となっています。平成23年度から導入された総合入試制度の総合入試文系入学者は105名(定員100名)となっており、この中の約20%の学生が、平成28年4

月から法学部2年次に移行します。

卒業生と就職先

平成26年度の法学部卒業生は、221名男子146名、女子75名です。就職した者は139名で、就職先は、公務員が38.0%(国家公務員13.3%、地方公務員24.7%)と最も多く、次いで金融保険業(16.7%)、製造業(9.3%)、情報通信業(8.7%)となっています。就職先が道外の学生は77名(55.4%)、道内の学生は62名(44.6%)です。進学者は41名、その他(公務員試験、大学院受験の準備など)は41名です。

札幌英和法律事務所

弁護士

田中敏滋

(昭和50卒26期)

弁護士

田中康道

〒060-0801 札幌市中央区大通西十一丁目半 田ビル六階
電話 〇一一(二八)一一四四一
FAX 〇一一(二八)一一四四二

座談会

松久三四彦先生を囲んで



【出席者】

〈司会〉曾野裕夫 北海道大学教授
林 誠司 北海道大学教授

遠山純弘 法政大学教授
坂口唯彦 弁護士・北海学園大学教授

平成27年6月13日開催

曾野 松久三四彦先生は平成六年（一九九四年）に北大に教授として赴任され、今年三月に北大を退職されました。したがって、二年の長きにわたって北大で教育研究をされてきたことになりました。この間、多くの学生が、学部や大学院で、先生のご指導を受けて果立っていきましたが、本日は、その中から四名が集まりました。松久先生にお話を伺い、改めて松久先生のご貢献の一端やお人柄を、同窓会の皆さんにお伝えしたいと思います。松久先生とのご縁などを、自己紹介を兼ねてお話しただけだと思います。

遠山 法政大学の遠山と申します。私は修士課程に入った当初、藤岡康宏先生が指導教官でしたが、その年の九月で退官され、その後松久先生に指導教授をお願いしたというご縁です。いろいろとお世話になりました、ありがとうございます。

林 北大の林と申します。私は大学四年生の時に松久先生のゼミに参加させていただき、大学院入学後は、指導教授になつていただきました。大学教員として就職してからも大変お世話になっております。よろしくお願ひします。

坂口 弁護士の坂口と申します。私も、林先生と同じ時期である大学四年生の時に松久先生のゼミでお世話になり、その後研修所と検察官を経て弁護士登録

をした後、北大で非常勤講師をさせていただいた際に再度お世話になることとなりました。北大の非常勤講師はそれ以来現在まで続けさせていただいておりまして、さらに現在、先生が教授をされており、ますます北海学園大学の法科大学院で、今年の四月から私も実務家教員に就任しているというご縁がございます。そういう長いご縁が続き、卒業以来、もう二〇年間本当にお世話になっております。本日はよろしくお願ひいたします。

曾野 ありがとうございます。では最後に私ですが、本日司会を務めさせていただきます。私が初めて松久先生にお会いしたのは、先生が赴任されたときだったと思います。そのとき私は博士課程の院生でしたが、実は、松久先生の存在はその前の学部生の時代から、私の心に深く刻み込まれておりました。私は学部で内田貴先生のゼミに所属していたのですが、大学院への進学について内田先生にご相談しました時に、先輩に松久三四彦先生のように活躍されている方がいたのであなたも頑張らなさいと励まされたわけです。ちょうどその頃の松久先生は、小樽商大から金沢大学に移られた時期で、民法、とりわけ時効法の新進気鋭の研究者として華やかな活躍を始めていた頃で、大変印象に残っていたわけです。

その後、平成一六年からは、同僚として、大変お世話になりました。この時期は、ちょうど、法科大学院が立ち上がって、松久先生も法科大学院長や、法学研究科長の激務をこなされながら、今そちらに並んでいる『時効制度の構造と解釈』や『時効判例の研究』などのご著書をまとめる作業をされていた時期でして、先生の辛抱強いお仕事ぶりを間近で拝見することができて大変光栄なことでありました。また研究室が丁度隣でしたので、先生が多くの学生や大学院生に慕われている様子も非常によく分かりました。先生のお仕事ぶりを見習わなければならないと思います。続けた一一年間でした。

本日は松久先生を囲んでの会を設けることができたこと、非常に嬉しく思っております。

松久 曾野和明先生の座談会ときは、私が司会をさせていただいたのですが、今日は、私が曾野先生の息子さんに司会をしていただけることになり、大変感慨深く、嬉しい限りです。また、みなさんには、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。過分なお話もいただきましたので、座談会は今これで終了にして、早速一杯やりにかけましょうか。（一同笑ひ）

曾野 今日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、どこからでも思いますが、何か皆さんの方からお聞きになりたいことはございますでしょうか。

林 では私の方から。日頃そばから拝見し、先生は研究に対して、じつくり、粘り強く続けるという姿勢をお持ちだという強い印象を受けております。その成果が例えば『時効判例の研究』といった本に表れているわけですが、研究に対するモチベーションはどういうところから湧いてくるのでしょうか。



松久 一般に、研究は徐々に範囲を広げ発展していくことが望まれ、評価も高くなるかと思いますが、私が取り組んだ時効制度は裁判例も多く、手続法とも絡まっていたりで、よくわからないことが多く、ひとつひとつやっているうちに今に至りました。強いモチベーションがあつてというような立派なものではありません。これまでも、研究領域を広げようという気持ちはあつたのですが、た

例えば、前任校の金沢大学の医事法研究会で扱っていた脳死の問題、臓器移植法について書いたことがあります。その後、脳死と臓器移植をめぐるアメリカやドイツの法状況を調べて研究会で報告したこともありました。ほかにも、代理に関する論文やゴルフクラブの会則に関する判例評釈、演習書で不法行為の問題を書いたり、裁判で争点となった興味深い問題についていくつか意見書を書く機会がありました。が、研究としてはもっぱら時効法が中心になっています。

曾野 先生はそういった研究スタイルをずっと貫いてこられたわけですが、今のお話ですと最初からそういうおつもりであつたわけではなかったのですかね。

松久 そうですね。最初のテーマが切りのよいところまでいかず、努力不足で他のテーマまで手が回らなかったということですね。

曾野 研究の道に進もうと思われたのはどうしてですか。

松久 最初は弁護士になりたいと思つていたのですが、法学部の四年生になり、卒業後の居場所がほしい気持ちもありまして、大学院に進みました。ですが、大学院に進みますと、論文を書かなければなりません。なんとか論文を書きましたら、じきに就職ということで、気がつく、この道に進んでいたという、なんとも胸を張つてお聞かせできるようなお話では

ないのです。

曾野 大学院に進学されてからの指導教授は山畠正男先生ですが、これはどういう経緯だったのでしょうか。



松久 最初に山畠先生の訶咳に接したのは、学部の民法総則の講義でした。いつも、積み上げた本をくずれないよう両手にもって登壇され、おもむろに机に並べて、縦横無尽のお話をされていました。二度質問したことはあつたかと思いますが、その後は、大学院の入試の面接試験まで特にお話しをする機会はありませんでした。不遜にも、民法は自主ゼミ等で勉強したつもりになっており、学部では民法の先生のゼミはとってませんでした。

といいますのは、一年生のときは、上級生がお膳立てをしてくれた「教養法ゼミ」という一〇人前後のグループで、川島武宜『日本人の法意識』・戒能通孝『法律講話』などを読みました。二年生になり、同じメンバーで民法の勉強をしました。また、田中宏先輩、その後弁護士として活躍され、北大法科大学院で初代の法曹倫理担当特

任教授も勤められた先生ですが、司法修習にいかれる前に、三年生三、四名に有斐閣双書を使って民法総則のゼミをされたのですが、私も特別に参加させていただきました。毎回、答案を書いて添削してくださる本格的なものでした。いまでは、よく、松久に時効を教えたのは自分であると云っていたいています。

このような次第で、民法の先生とは親しくお話させていただく機会のないまま、大学院を受験しました。当初は、法律科目は民法・商法・民訴で受けようと考えたのですが、範囲が広くて準備が大変でした。それと、私は、学部で、五十嵐清先生と大塚龍児先生が顧問をしておられた法律相談室に入りましてから、両先生には大変お世話になっていました。その親しみもあつてか、大塚先生は、コンパでお酒を飲まれるとよく難しい議論を振つてこられるのですが、あるとき、酔つたご様子で、「松久がいるとゼミがやりにくい」とか、私はそのころ大学院に行きたいということを直接言つた覚えはないのですが、「松久が商法で来ても俺は取らんぞ」とか（一同笑い）、そういうことで恐れをなしていたこともあつて、商法は外しました。（一同笑い）

結局、民法と民訴と国際私法で四年前期に受けたのですが、国際私法は四年後期の授業でしたので独学でした。曾野和明先生の出題でしたが、難問で、全く歯が

立ちませんでした。がつくりきて、よほど途中で帰ろうかとも思ったんですが、何とか答案用紙だけは出しました。しかし、多大なる温情で通していただいて、大学院に入ることができました。

そこで、当時教務委員をされていた中村睦男先生から指導教授の希望を尋ねられ、五十嵐先生にお願いしたいとお答えしましたところ、五十嵐先生は比較法の先生なので、民法の先生の中から選んでほしいとのことでした。それで、授業も受けており、大学院入試の主査でもあり、お人柄とか、話の面白さとか、そういうところから、山畠先生にお願いしたいと申し上げたところ、五十嵐先生からもお口添えいただき、山畠先生に指導教授になっていただいたというのが経緯です。山畠先生には勿論ですが、五十嵐先生にも、なにかとご指導いただき、西原道雄先生（神戸大学）が北大にこられたときに、指導教授は誰かと尋ねられた際に、五十嵐先生に僕の弟子だといっていただき、大変嬉しかったです。



遠山 そうすると、先生は学部の時ほどの先生のゼミに所属されていたのですか。

松久 学部に移行した二年後期は、大塚龍児先生のゼミで民法や刑法の基本判例をやり、三年生の一年間は、大塚先生の商法、小山昇先生の民訴、石川武先生の西洋法制史の外書講読でした。月火水と、一週間のうち週前半が連続してゼミでしたので水曜日が終わるとほっとしました。

林 そうしますと、松久先生の先生である山畠先生は家族法を専門にされ、さらに山畠先生の先生である中川善之助先生、中川善之助先生の先生である穂積重遠先生も家族法を中心に研究されているということになります。その中で、松久先生はなぜ時効法を中心に研究されるようになったのが気になりますね。

松久 大学院に入って間もなく、山畠先生のご自宅にお招きいただきました。これは研究テーマの話になるなと思いついて、あわてて、いろいろ調べまして、時効制度や詐害行為取消権など、いくつつか申しあげましたところ、先生が、「時効は面白い」と言われまして、それで、「時効をやります」と言ったんです。山畠先生は、若いうちは、古くからの、そして、これからもあり続けるであろう制度をやるのがよい、新しい問題はいつでもできるから、とおっしゃったのを覚えています。結局、若いうちだけでなく、ずっとやってるので

すが。（一同笑い）

後日、それを五十嵐先生に申し上げましたら、「時効は泥船だ、大変だよ」と言われて、青ざめたのですが、出版まもない、スイスのカール・スピロの大著二巻本を教えていただき、それを眺めながら研究をスタートしました。ただ、私も家族法で何か痕跡を残したいという気持ちはあります。それで今、遠山さんと林さんと三人で書きすすめている『オリエンテーション民法』（有斐閣）では、家族法のところは私が書きますと名のりを上げた次第です。



坂口 松久先生は、『時効制度の構造と解釈』という本の「はしがき」に、「時効制度は古くから学説が複雑に対立しているところであり、多数の裁判例の整合性と問題点についても理解は一様ではない。そのういった、実践的に重要でありながら議論が錯綜している時効制度の本質を掘り下げて包括的に検討し、計算可能・予測可能な制度として再構築したい」というこ

とを書きになられています。弁護士として経験上、私も時効というのは本当に議論が錯綜して普段から非常に苦労しているところですが、先生が、時効をテーマに選ばれたときの意気込みですとか、時効制度の一つのライフワークとして手掛けられて今どういった感想をお持ちかというところ、ぜひお尋ねしたいのですが。

松久 意気込みというような立派なものが最初からあったわけではないのですが、思い起こしてみますと大学院入試の面接試験で、主査の山畠先生からなぜ大学院に進学しようと思ったのかと質問されました。大学の授業は分かりにくいので、わかりやすく噛み砕いて学生さんに教えたいと申し上げましたら、「我々の教え方がまずいということですかなあ」といわれまして（一同笑い）、副査の小山先生、曾野先生を見やつて苦笑いをされ、三先生が笑っておられたのが思い出されます。その時に私が例として挙げたのが、我妻先生の民法講義の時効制度の説明でした。三つの存在理由が挙げられているけれども、これらがどういう関係に立って、個々の問題でどのように関係してくるのかよく分からないと申し上げました。ですから、その時から気になっていた制度の一つだったと思いますね。

この時効制度をめぐっては様々なことがいわれているわけですが、結局、時効制度というのは、権利者保護（権利取得の推

定」と義務者を義務から解放して保護する(権利の消滅)という二面的な機能を持つけれども、法的構成としては後者から一元的な構成になっており、立法論としても基本的にはこれでよいと考えています。ここを出発点とすることで、援用権者の基準・中斷の基準・範囲、起算点など様々な問題を解決するための規範あるいは考え方を導き、妥当な解決ができるのではないかとということで、その全体像を、一応、その本で示せたのではないかと考えています。ただ、まだ、いくつか書きたい問題が残っていますので、引き続き勉強したいと思っています。

坂口 ありがとうございます。

曾野 今のお話、研究生生活を始められる時点から教育的な配慮を考えられていたように伺いましたが、少し教育面のことについてお話しを伺いたいと思います。松久先生は、学生に対する指導が大変きめ細やかであるというだけではなく、ゼミも女子学生がたくさん集まるゼミとして有名であったわけですが、(一同笑い)、法律相談室の顧問としても毎週土曜日に指導をずっと続けていられて非常に熱心に取り組まれていらっしゃると思います。その教育にかける意気込みやあるいは熱意はどこからくるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

でして、私の方がお聞きしたいほどです。ゼミでは、課題を出してレポートを添削するように努めました。添削してほしい人だけ提出するというようにしたこともあり、みなさん勉強熱心で、持ち味の豊かな学生さんばかりで、大変やりやすかったですね。コンパも楽しかったですし。やはり、ゼミには講義では得られない素晴らしいさがあり、卒業後も続くきあいのきっかけにもなっています。大学勤めの醍醐味のひとつではないでしょうか。

法律相談室は、私が赴任したときには、大塚先生、田村善之先生が顧問をされていました。赴任とともに私も顧問にさせていただきました。赴任したのですが、毎週土曜日に法律相談があり、相談者がおられますと、室員の回答後に検討会をやりますので、基本的に土曜日は検討会があることを前提に予定を組んでいました。検討会がないときは、嬉しく思うこともあるのですが、コンパや移動法律相談とか楽しい行事が目白押しで、退職後も案内をいただき、楽しくやらせていただいています。また、退職にあたり卒業生や先輩の方々に多数お集まりいただき、大きなパーティーをしてくださり、大変ありがたく思っています。私の大学での生活を大いに豊かにしてくれたのは、相談室の皆さん、ゼミの皆さん、そして、お弟子さんというところですが、大学院で関わりの持てた素

晴らしい方々と一緒に学園生活を送ることが出来、いまでもそのつながりがあることだと思っています。

遠山 じゃあ、私から。私も一応教える立場の職に就いて、いろいろとどうしようか日々悩むことがあります。先生が大学院で指導されたお弟子さんは、私も含めて、先生の時効とは違う様々な分野をやっていますし、個性も結構いろいろなバリエーションがありますよね。学生を教えるコツのようなものはあるのでしょうか。

松久 私としては、院生の方が就職して巣立っていくまでの巣作りのお手伝いをしていくような感じですかね。研究テーマが最初の勘所ですので、なにを研究するかについて話を聞いて一緒に考えますが、テーマが決まれば、文献や判例の情報があればその都度お伝えし、原稿がでてくると、それを読んでまた一緒に検討するということぐらいです。ね、やっていることは、私にできることはわずかで、最初、他の先生方にも相談して教えられるのがよいと申しあげています。実際、周りの先生方からずいぶんご指導いただいて、感謝しています。先輩の方は、先輩を見て刺激を受け育っていきませんが、曾野さんの国際的な活躍を見ながら遠山さんや林さんがいい論文を書き、上手に先輩を指導してくれたおかげで、今があると思っています。皆さん、底力があ

あって、たいしたもの。また、皆さん人柄がいいので、つき合いやすく、一緒によくコーヒーを飲んだり、焼鳥屋さんに行ったり色々お話ができるというのは、大変勉強になると共に楽しい時間が過ぎて、こんないい職業はないと思っています。

林 今のお話に関連して、先生は決して院生に対してあしなさい、こうしなさいとは言わないのですが、時折コーヒーを飲みに行こうと誘いに来てくださるんです。ね。(一同笑い)私がたまに昼間、席を外してよそへ息抜きに行つて帰つてくると、その間に先生がお越しになつたという話を、隣の席の院生から聞きまして、「これは自分の席にいなきやまずいな」と。決して見張られているわけではないのですが、そういう効果はありました。(一同笑い)

松久 私の息抜きのお誘いに、皆さんの研究を促進する、机にしがみつくという副次的な効能があったとしますと、望外の喜びです。

曾野 先生は、北大の学生だけではなく、全国の法学部生に向けて、ロングセラーの教科書を書かれたり、最近、民法の演習本を出版されています。こういったものについても先生は熱意を持って取り組まれてきたわけですが、そのきっかけはどのようなものだったのでしょうか。

松久 私の修士論文の抜き刷りを東大の星野英一先生にお送りしましたら、『民法講座一 民法総則』（有斐閣、一九八四年）の「時効制度」のお話をいただきました。そこから、有斐閣の一一〇周年記念事業であるSシリーズの『民法総則』（初版は一九八七年で現在第三版補訂で増刷中）の「期間」「時効」を書くという話がきました。図や表を入れ、できるだけ具体例で書き出し、わかりやすい教科書を作るという企画でした。当時は今ほどたくさん教科書がなく、学生さんも総則の教科書は買われるようで、当初はかなり売れました。今でもまあまあ売れているようです。教科書は論文とは違った難しさがありますが、多くの学生さんに読んでもらえと思うと、やりがいがありますね。



曾野 そちらの本については何かコメントはございますか。

松久 昨年刊行されました、『事例で学ぶ民法演習』（成文堂、二〇一四年）ですね。演習書もまた、研究書や教科書とは違っ

た難しさ面白さがあるのですが、これは、曾野さんとも一緒にさせていただき、藤原正則先生、池田清治先生と北大出身者四人で作った本です。大変好評でよく売れているということで、すでに第三刷です。私たちだけに任せていては出版が遅れるということを見越して、有名な土子三男さんという名編集長が定期的に東京から札幌に来られ、私たちはそれに合わせて準備しました。率直な議論というか、激しい議論も少なくない中でこういう本が出来上がったのは、大変大人の（多い）グループだったからではないかと思えます。他大学の先生からは、大学の同僚でこういうものを書くのは出来ないことだと、おそらく褒められていると思うんですが、そういうことも言っていたかもしれませんが、特に曾野先生の書かれているところが素晴らしいので、フリーライドで私も恩恵にあずかっています。（笑い）

曾野 私が一番少ないんですけど、書いたの。（笑い）

松久 一番内容が濃く、これから民法（債権関係）の改正があると補充に手間のかかりそうなどところですから、よろしいんじゃないですか。

曾野 いや、それは困ります。（笑い）

松久 教科書や演習書は、研究書や論文よりも学生さんにとっては身近なので、「あれを書いているあの先生だ」ということで、学生さんにとってはありがたいが増

して、こちらの話を素直に聞いてくれるという効能はあるかもしれませんね。（笑い）

曾野 先生の指導を受けて巣立っていった人々の中には法曹の道に進んでいる方もたくさんいらっしゃいますが、北大の法科大学院は札幌弁護士会と非常に良好な関係にあつて、多大な支援をいただいています。これもやはり松久先生と北大OBの弁護士の方々とのお付き合いがあったことのおかげなのかなと思います。

坂口 そうですね。私は弁護士個人としても大変お世話になっておりますし、弁護士会の方も北大のロースクールに協力をお手伝いを少しさせていただいているという意味でも、松久先生には大変お世話になりました。そして、松久先生が北大のロースクールの実務的なトップをされていた頃、今の弁護士会と北大ロースクールの緊密な関係のレールをしっかりと敷いていただきました。そして、北大のロースクールは、実績も、実際に法曹になった若者が非常に活躍をしているという評判の高いロースクールですので、松久先生の功績は本当に絶大なものがあると思います。

松久 何か身が縮まって消え入りそうですが。（一同笑い） ロースクール構想ができてきたとき、司法試験合格者の実績を

上げるため実務家のご協力を得たいということになり、その窓口に坂口さんになつていただきました。坂口さんはじめ、坂口さんのお声掛けで集まっていたた若手弁護士の薫陶を受けて、今では、全国で活躍されている多くの実務家を輩出することができました。また、北大法学部の目玉授業の一つとなつている、法律実務特講「法律家への架け橋」という講義も坂口さんに世話人としてお世話になってます。今年からは同僚として、北海学園の教授ということで、大変なご活躍ですね。

曾野 先生は平成二〇年四月から二二年三月まで法科大学院長、平成二二年一月から二四年二月まで法学研究科長をされています。法科大学院長の任期を終えられて四月からサバティカル期間（研究専念期間）に入ったと思ったら、すぐ続けて法学研究科長に選ばれて、せっかくのサバティカルを非常に短く切り上げられてということもありました。何か思い出に残るようなことはございますか。

松久 法科大学院長に就任する直前、認証評価で「不適」になったとの通知が届きまして、私の初仕事は再度の認証評価を通過することでした。もともと、それは実際にたいした作業ではないのですが、別種のいろいろな問題を処理することとなり結構いそがしかったです。研究科長のときは、責任は重いのですが、事務方の

サポート体制もしっかりしていましたが、各種委員会の委員をお願いした先生方が実によくやってくださって、大変やりやすかったです。感謝にたえません。私が法科大学院長のときの合格率は非常によくて、その点ではちょうどよい時期に勤めさせていただきました。今はご存知の通り、法科大学院をとりまく状況は大変厳しいのですが、何とか微力を最大限尽くして、坂口さんとタッグを組んでやっていきたいと思っています。

曾野 ここまでずっとお仕事関係のことを伺ってきたのですが、少しだけプライベートのことをお伺いしたいと思いますが、先生は愛妻家であるということと、あと、非常なグルメであるということとで有名ですね。(一同笑い)。

松久 食通のグルメとはほど遠いですが、食いしん坊のグルメマンというのであればそのとおりかもしれません。だんだんと健康のことも気になってきましたのは目でたべて、これからは、法律以外の分野の本も沢山読んで、活字の世界を通して旅をしたいですね。

曾野 おいしいものを食べるというのは我々もよく連れて行っていただいていて、本当にありがたいと思っていますところ。(一同笑い)

松久 いえいえ。いつまでたっても学生気分が抜けなくて、学生さんが行くよう

なところばかりで、すいません。

曾野 それでは、なにか同窓生へのメッセージをいただけますでしょうか。

松久 私が退職するというので、ロースクールの七法会という組織の方が色紙を持ってこられました。そこで、「法は人のために、人は人のために」という二行の言葉を書いたのですが、それを、法学部の退職パーティーのスピーチでお話しし、「法」というのは人のためにある。自分のやってきた実定法の研究というの、つまる

ところ、人のためになる法の解釈や適用のあり方を探求するものだったと思う。私としては、加えて、人は人のためにという気持ちでこれから歩んでいきたい」と

いうようなことを、かなり背伸びした感じで恥ずかしいのですが、お話ししました。それを聞いていた高影娥(コ・ヨンア)さん(講師)から、「今度でる本の中にその言葉を書いたらいい」と言われまして、偉そうなことを書いてるじゃないかといわれそうで、とても書けないよと答えたんですが、あつかましくも、徐々にその気になってきまして、『時効判例の研究』に、小さく、入れました。僭越ですが、この言葉のような気持ちで、これからも地道に歩んでいきたいと思っています。また、同窓生の皆さんには、北大法学部の応援団として、これからもかつての学び舎を支え続けていただければありがたいと思います。

曾野 ありがとうございます。それでは最後になにかございましたら。

松久 曾野さんは、日本から世界に発信できる数少ない学者として大活躍をされ、遠山さん、林さん、そして、齋藤由起さん(大阪大学准教授)、今日は恐縮にも写真撮影をしていただいている永下泰之さん(小樽商大准教授)と、全国に大きく羽ばたかれ、さらに皆さんの薫陶を受けた助教や院生の方もおられ、楽しみこのうえなく、とても幸せな気持ちです。また、坂口さんの弁護士として教育者としての力量、若手を引きつけ纏める力にはいつも敬服しています。これからも、皆さんの変わらぬご活躍を心から願っています。

曾野 松久先生は今、北海学園大学の法科大学院で教えておられて、すぐ近くにおられますので、我々としてもこれから先生に様々な機会に教えをいただくことができればと思っています。今年は北大にも非常勤で来ていただいてご迷惑をおかけしていることもこの場を借りてお礼申し上げます。松久先生には、これからもご健康に留意いただき、末永くご活躍いただきますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

全員 ありがとうございます。



札幌おおぞら法律事務所

弁護士

田中貴文

(昭和53卒29期)

〒001-0001 札幌市中央区南一条西三丁目タイムスビル三階
電話 〇一(一)二六二一五七二五
FAX 〇一(一)二六二一五七〇五

藤田・荒木法律事務所

弁護士

藤田美津夫

(昭和51卒27期)

〒001-0001 札幌市中央区南一条西三丁目第二サントビル四階
電話 〇一(一)二七一六〇四六
FAX 〇一(一)二七一六〇四七

世界のトップ大学・大学院 留学準備対策

海外大学・大学院トップ50校すべてに合格実績

Harvard MBA, Harvard Law, Harvard Kennedy, Stanford MBA, Stanford Design, MIT Sloan Fellows, U.C.L.A., U.C. Berkeley, Columbia SIPA, Columbia Journalism, Johns Hopkins SAIS, Northwestern Kellogg, LBS, LSE, INSEAD, IMD,.... and more!



青山 T/G セミナー

ライブで、オンラインで、世界のどこからでもレッスン受講

GMAT Critical Reasoning (CR) チャレンジ問題

The geese that gather at the pond of a large corporation create a hazard for executives who use the corporate helicopter, whose landing site is 50 feet away from the pond. To solve the problem, the corporation plans to import a large number of herding dogs to keep the geese away from the helicopter.

Which of the following, if a realistic possibility, would cast the most serious doubt on the prospects for success of the corporation's plan?

- (A) It will be necessary to keep the dogs in quarantine for 30 days after importing them.
- (B) The dogs will require training to learn to herd the geese.
- (C) The dogs will frighten away foxes that prey on old and sick geese.
- (D) The dogs will form an uncontrollable pack.
- (E) Some of the geese will move to the pond of another corporation in order to avoid being herded by the dogs.

答えは、admin@tg.liberal-arts.com CR係まで。正解先着 100 名様に CR 問題集プレゼント!

■ facebook

T/G Seminar で検索

- website www.liberal-arts.com
- contact admin@tg.liberal-arts.com

東京 ■ 海外トップ大学・大学院留学準備校

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-5-4 2F

■ グローバル・キッズ校

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 4-30-22-302

北海道 ■ 海外トップ大学・大学院留学準備校

〒060-0061 札幌市中央区南1西4 日之出ビル 9F

■ グローバル・キッズ校

〒061-0224 石狩郡当別町末広 380 辻野ビル 2F

北大東京ジンパ・ ジンパ委員奮闘記

福西 眞

昭和55年卒業(第31期)

北大東京ジンパは、2013年お台場、2014年江戸川妙典河川敷に引き続き、今年も江戸川妙典河川敷で開催し、昨年の500余名には及ばなかったものの450名程が参加、澄み渡る青空の下大盛況な会になりました。山口総長をはじめ北大職員の方々も昨年同様特製のカレンダー等素敵なお土産を持ち駆けつけて下さいました。杉江北大東京同窓会会長、山口総長のご挨拶の後、中田組織委員会副委員長が愛娘を抱きかかえながら乾杯の音頭を取り、ジンパを開始しました。

同窓会の会合と言うと50代〜60代以上の参加者が中心のイメージがありますが、北大東京ジンパは、委員も参加者も若人中心、過去2回のジンパのリピーターも多く、更に新社会人も50名ほど参加し、若やいだ雰囲気の子になりました。もちろん古くからの会員も多く参加し、お子さん・お孫さんを引き連れ家族7名で参加された方もいて、老若男女、多彩な年代が参加しました。

東京同窓会の春のイベントは、新社会人歓迎会として従来ホテル等屋内でのパーティを開催しておりました。一昨年、若い世代からこの戸外でのジンパの提案があり実現しました。北大人のみならず家族も参加でき、皆が和気藹々と集い楽しめるイベントとして。ジンパがジンギスカンパーティの略とその時初めて知りました。今年も北大東京ジンパは成功裏に終わりましたが、この裏には、杉江同窓会会長が自ら委員長となつて新たにジンパ委員会を立ち上げ、同窓会の全ての委員会のメンバー、多くのサポーターを動員し、周到な準備を進めたことが大いに功を奏しました。また、同窓会応援団の皆様からも多大なご厚意をいただきました。以下、ジンパ委員の奮闘記を記すこととします。

〈会場設定、衛生管理〉

「ジンパ当日、雨が降ったらどうするの？衛生管理は？」

雨天時のリスク回避のため、2年間に亘り野外で行ってきたジンパを室内で業者の管理下で開催出来ないか。ジンパ委員は、サッポロビール千葉工場ビール園、銀座の屋内焼肉施設へ見学に行つて実地調査しました。結局は、火起こしから始まる野外ジンパの醍醐味に対するジンパ委員の熱い思いが多数を占め、昨

年同様、江戸川河川敷で北大東京ジンパを開催することにしました。雨が降つたとしても台風が来る季節ではないし、ジンパ推進の中心となつたジンパ副委員長が晴れ男であることを期待し、雨天決行としました。ところが、ジンパ開催日の約1週間前に季節外れの台風が日本に接近、更にもう1つの台風も発生したりして、気を揉む場面もありましたが、晴れ男のジンパ副委員長の強運が勝ち、当日は晴天に恵まれました。

衛生管理面においても、食材用テントならびに食材保管用の発泡スチロール箱の確保をいたしました。第1回は食材が途中で不足し食材を買いに走り、第2回は羊の肉に不慣れかもしれない家族のことを考え、豚肉の用意もしました。今年も納入業者を信頼できる業者に限り、また、交渉に念を入れて進めたことにより、羊の肉を十分に確保することが出来ましと。北大人のジンパには、冷凍の丸太ラムとベルのたれが欠かせません。昨年に引き続きご協力いただきましたベル食品様、日本ハム様、セブンアンドアイホールディングス様にはこの誌面を借りて厚く御礼申し上げます。

〈受付、食材配付もスムーズ〉

「巨大化した北大東京ジンパ、昨年の最大の反省点は、受付に長蛇の列が出来たこと」

昨年の反省を踏まえ、十分な受付人員を確保し、オペレーションを事前に決め、当日は受付担当者を集めての事前周知が徹底でき、スムーズな受付を実現するこ

とが出来ました。食材・飲料の配付についても、各テーブルの参加者の中からテーブルリーダーを指名してリーダーを中心に各テーブルの食材・飲料の配付を行ったところ、食材・飲料がスムーズにいきました。

〈スープカレー・ピカンティ〉

「えー、ピカンティのスープカレーが300円で食べられるの！私にとって、ピカンティのスープカレーは神です」

ピカンティの須藤社長にわざわざ東京にお越しいただき、今年もピカンティのスープカレーを200食提供することができました。ピカンティのスープカレーは、須藤社長がインドのゴアで修業された時のノウハウが詰まった秘伝のカレー粉が美味しさの秘訣ですが、須藤社長の厳しい(優しい?)指導の下、ジンパ委員が食材を確保した上で、当日は肉を焼き、野菜を揚げ、美味しいカレーを作ることが出来ました。

〈終わりよければ〉

予定時間が終わりに近づくと、皆での片づけ。これは、学生のとときからの基本です。そして肩を組み、坂倉恵迪寮同窓会東日本支部長の音頭のもと都ぞ弥生の大合唱。続いて恒例の集合写真の撮影です。北大東京同窓会の誇る素晴らしい技術と熱い心を持つ法学部出身の山本剛さんが御殿場から駆けつけてくれ、皆が笑顔での写真撮影を終えることができました。



写真撮影：法学部OBの山本剛(平成10卒)

〈打ち上げ〉

「札幌農学校は蝦夷ヶ島 熊が棲む」

こうして今年のジンパもトラブルや事故無く無事終了。そして、打ち上げの二次会へ。ピカンティの須藤社長にも参加いただき、インドでの修業の話、ピカンティのスープカレー誕生の秘話などを聞くことが出来ました。二次会の後、駅周辺の路上で円陣をつくりストームの歌、都ぞ弥生を唄い踊りまくりました。通行人は北大人のパワーにびっくり：そして打ち上げは三次会へと続きました。

釧路同窓会

「平成二十七年年度 永友会活動報告について」永友会事務局

平成二十七年年度の永友会の活動について報告をさせていただきます。

釧路在住の北海道大学法学部・経済学部卒業生が集う永友会を6月5日(金)に開催いたしました。

当日は、釧路らしく夕方には霧が立ち込めておりましたが、今年度も木村 勲会長(昭和34年経済学部卒業)をはじめ16名の参加をいただきました。

会の冒頭、鈴木 信事務局長(昭和54年経済学部卒業)から会務や会員の移動報告を行った後、懇親会へと移り、毎回恒例となっておりますテーブルスピーチによ



り皆さんの近況をお話いただきました。

テーブルスピーチでは、お孫さんが生まれておじいちゃんになった話や、趣味の園芸で健康になった話、仕事を退職してふるさと釧路に戻りあらためて釧路の食べ物、美味しさや涼しく快適な気候に感激した話、転勤で釧路に赴任し釧路らしくカヌーなどのアウトドアに夢中になっている話といった私生活の話もあれば、釧路のまちづくりのための仕組みを考えている話や、今年行われる国勢調査の話などの仕事の話題もあり、終始和やかな雰囲気の中で、参加者それぞれのご活躍の姿を見せていただいたところで

す。

会の結びには、これも毎回恒例となっている北大恵迪寮歌「都ぞ弥生」を斉唱した後、記念撮影を行い、来年の再会を約束しながら閉会となりました。

永友会は、年齢も仕事も出身も違う方がほとんどですが、同じ大学を卒業した同窓生という縁を大切にしながら、年に一度、6月の集いを続けています。北海道大学法学部・経済学部の同窓生の皆様におかれましては、釧路へのお引越しの際には、是非、ご参加いただきたくお願いを申し上げます。

岩手同窓会

昭和59年卒業(第35期) 菊池透

「岩手北大会」(いわてほくどいかい)は、岩手県内に居住または関わりがある北大卒業生(院を含む)の親睦組織であり、概ね400名程度の会員がおります。県内には、法学部単独の同窓会はありませんが、「北水会(水産)」「シルバ会(林学)」などの個別同窓会がありそれぞれ親睦活動を行っています。

岩手北大会は、毎年秋に総会及び懇親会を開催しており、昨年も30人程度の参加で行われ、来賓の三上副学長から母校の近況のお話がありました。毎回恒例となっているミニ講演会では、岩手大学農学部講師の松本佐和子さん(H15年農学研究科博士課程修了。あのAKBの秋元康と後藤次利のコンビの作品でCDデビューした経験もあり)の「岩手の自然景観」と題したお話をいただき、懇談、都ぞ弥生といつもの流れて進み次回(今年は9月26日)の再会を約したところでした。

ところで、岩手県は、北海道と同様、一次産業が盛んで、新渡戸稲造や、佐藤昌介帝大初代総長、りんごの神様と称された島善隣など、母校の理系の先輩を多く輩出していますが、法学部の同窓生も、しっかり地元根付いております。

法学部卒の会員は、私が承知しているところでは、約40名程度。そのうち私の職場である岩手県庁には、菅野正男(57)、熱海芳廣(58)、菊池透(59)、瀬川秀明(H元)、千葉真樹(法学研究科H7)、鈴木静子(H9)、佐々木克人(H20)、菊池優太(法科大学院H20)と8名在籍です。

県庁以外では、(株)ICS 邨野善義顧問(47)、主濱了参議院議員(48)、盛岡市藤尾善一副市長(50)、丸巳林産(株)伊藤健二社長(51)、岩手銀行加藤裕一常務(55)、北上ビルメン(株)多田美光人事課長(61)など同窓が各界で活躍中です。

あの思まわしい東日本大震災から4年半が経過します。県民挙げて「安全の確保」「くらしの再建」「なりわいの再生」を進めています。復興未だ成らずの思いがいたします。同窓の皆様には、引き続き復興のご支援をお願い申し上げて、小稿の結びといたします。

(追伸)皆様、「2016希望郷いわて国体」にどうぞお運びください。



岩見沢同窓会

西原美弘
1994年卒業(第45期)

北大卒業生の交流・親睦を深めるため、毎年1回(概ね7月～9月頃)、北海道岩見沢市内において、全学部を対象とする同窓会を開催しています。例年、30名ほどが参加されています。市内在住、市内勤務のほか、近隣のまちからのご参加も歓迎いたします。

参加を希望される方は、岩見沢市役所 庶務課 西原
(電話0126-2314111)まで

ご連絡ください。

なお、今年は、7月27日に開催いたしました。

健栄会

本年5月15日が川井健元本学教授(一橋大名誉教授)の3回忌になりますが、本学における川井ゼミ関係者と一橋大の川井ゼミ関係者が奥様とご家族もお招きし、川井先生を偲び、往時のゼミの思い出などを語り合う「健栄会」が今年も6月27日(土)に一橋大学佐野書院で開催されました。

この会合は、来年以降もこの時期に開催される予定です。詳細については、本会ホームページをご覧ください。

東京基準より北海道基準、北の夢。

☆ ぷらう

代表取締役社長 石川 裕一

株式会社 ぷらう

〒060-0063

北海道札幌市中央区南三条西4丁目12-1 アルシュビル8階

TEL : 011-219-2223 FAX : 011-219-2885



宮澤節生
昭和45年卒業(第21期)



外国大学との兼任のお勧め

私が学部生時代から助教時代まで(1966年～1983年)を過ごした母校・北大法学部の同窓会報に執筆の機会を与えていただいたことを、光栄に思います。以下、現況報告という意味で、2013年から青山学院大学と兼任しているカリフォルニア大学ヘイスティングス・ロースクール(University of California Hastings College of the Law「以下「ヘイスティングス」)での活動についてお伝えしたいと思います。

カリフォルニアの州立大学システムは、博士課程やプロフェッションナル・スクールを擁するUniversity of California(UC)と、修士課程までのCalifornia State University(Cal State)の2

つのレベルから成っています。UCシステムにはバークレイをはじめとして12校が所属しており、そのうち2校はプロフェッションナル・スクールだけの単立大学です。どちらもサンフランシスコ市内にあり、ひとつはメディカル・スクールのUC San Franciscoで、もうひとつがロースクールのヘイスティングスです。UCシステムには5つのロースクールがありますが、その中でヘイスティングスは、日本での知名度は、おそらくもっとも低いのではないのでしょうか。じつはヘイスティングスは、カリフォルニア州の初代最高裁長官であったSerranus Clinton Hastingsが1万冊の図書を寄贈したことを契機に1878年に設立されたもので、西海岸最古のロースクールであり、数年前までは毎年500人ほどJ・D・コースに受け入れていて、西海岸最大のロースクールでもありました。

「写真1」はその全景で、左手の建物が研究室・図書館、そのすぐ右の低層の建物が教室棟、右手の高層ビルが元ホテルの学生寮です。私は授業期間中、学生寮の20階に住んでいます。「写真2」は私のアパートから西の方向を見たもので、左



写真1

上のドームが市役所でその背後にシンフォニー・ホールとオペラ・ハウスがあります。右手中央の建物が研究室・図書館棟で、その上に州最高裁と連邦地裁が写っており、道路を挟んでアジア美術館が建っています。連邦高裁もすぐ近くにあり、法律事務所が集中する金融街まで路面電車で10分ほど、シリコンヴァレーまで車で1時間足らずという立地なので、実務を踏まえた学習・研究には全米でも最適の場所のひとつだと思います。

私が北米のロースクールで客員教授として「日本の法と社会」などを教えるようになったのは、神戸大学在職中に起きた1995年の阪神淡路大震災の直後で、カナダのヨーク大学(Osgoode Hall Law School)と州立ワシントン大学が最初でした。1997年にはハーヴァードで丸1年教える機会があり、以後2001年まで毎年1ヶ月から5ヶ月の期間、バークレイ、UC LA、ニューヨーク大学などで教えました。この間の神戸大学法学部の寛容さには、どれほど感謝しても感謝しつくせるものではありません。

私がそのように北米のロースクールで教えることを志したのは、もちろん北大助手・助教時代に通算4年間(1975年～1977年・1979年～1981年)、イェール大学社会科学部に大学院生として留学することを許していただいたことが基盤となっていました。当時のイェールは、社会科学とロースクールに数名の法社会学者を擁しており、それらの法社会学者たちがアメリカ



写真2

カ法社会学会(Law & Society Association)での活動に道を開いてくれたので、アメリカで日本について教えることへの関心が生まれたのです。

しかし、早稲田に移った2000年から司法制度改革、とくに法科大学院の新設・運営に深くかわかることになり、アメリカでの客員教授活動に復帰したのは、大宮法科大学院から青山学院大学に移った後の2008年からでした。それがヘイスティングスだったのです。ヘイスティングスは、私が創立にかかわった大宮法科大学院が単立法科大学院であったことから、2度視察団を率いて訪問したことがあり、私が客員教授活動に復帰す

る意図を伝えたとき、ただちに応じてくれたのです。そして、2011年に正規教員となるようにとの依頼があったため、青山学院理事会に外国の大学・研究機関との兼業を認める規程の制定を要請し、規程が成立した2013年から毎年秋学期（雇用期間は7月～12月、授業期間は8月～11月）、ヘイスティングスで教授として教えることになったのです。この規程を制定してくれた青山学院理事会の開明性を、心から賞賛したいと思っています。

私がヘイスティングスの依頼を受諾したのは、当時すでにアジア法教育は中国法一辺倒になりつつあった中で、ヘイスティングスが日本法で専任教員を採用する決定をしてくれたからです。これには、それまで国内実務家を輩出することが主目的であったと思われるヘイスティングスに、環太平洋地域への進出という目標を導入した新任学長のBrian W.教授の意向も大きく働いていたと思います。契約書に記載された私の任務は、「日本法に関する科目を少なくとも1つ担当するとともに、東アジア法プログラムの発展に努めること」というものです。ヘイスティングスは、中国法担当のKeith Hand教授も擁しており、今年1月にいよいよ東アジア法研究プログラムを設立することができました。任務達成への第一歩として喜んでいます。ヘイスティングスでの活動としては、毎年9月～10月に行っている日本関係シンポがとくに重要です。テーマは、2012年が司法制度改革、2013年

がコーポレート・ガバナランス、2014年が福島第一原発事故被害者への法的支援で、今年は女性専門職・企業幹部に対するグラス・シーリングをテーマとして9月18日に行います。主要報告は毎回ロージャーナルに掲載して、英語の日本法関係文献の増加に寄与することも目指しています。「写真3」は、2014年のシンポのときのものです。さらに、ヘイスティングスの正規教員になったことよって、アメリカ・ロースクール協会（Association of American Law Schools、略称AALS）の正規会員にもなることができ、本年1月には「東アジアの法と社会」部会を設立することに成功しました。

外国の大学で教える場合、日本の大学との兼任を選ぶか完全に移籍するか、迷うところです。外国でより大きな影響力をもつには、阪大からカナダのプリティッシュ・コロンビア大学に移られた松井茂記教授のように、完全に移籍するほうがよいかもしれません。しかし、私は、日米の架け橋として活動するには、日本で勤務先があるかぎり兼任のほうがよいと考えたのです。私の後には、東大のDaniel Foote教授が同様の形をとられて、古巣の州立ワシントン大学で毎年3分の2過ごしておられます。私自身は、兼任で一応の成果を残すには少なくとも5年早くアメリカに復帰すべきであったと感じています。北大にも兼任を認める規程があることと思いますが、なければ制定をお勧めします。それによって、北大法学部のより若い皆様の中から

複数、外国の大学と兼任する方が現れ、法学・政治学における国際的架橋に貢献されることを期待しています。そして、私の滞在中に北カリフォルニアに來られた方は、ぜひお立ち寄りください。



写真3

八幡・林法律事務所

弁護士

八幡 敬一

(昭和50卒26期)

〒001-0021 札幌市中央区大通西三丁目南大通ビル三階
電話 〇一（二）二七二一七六
FAX 〇一（二）二七二一七七

弁護士法人小寺・松田法律事務所

弁護士

小寺正史

(昭和50卒26期)

〒001-0021 札幌市中央区大通西三丁目南大通ビル六階
電話 〇一（二）二八一五〇一
FAX 〇一（二）二八一五〇六

札幌総合法律事務所

弁護士

中村 隆

(昭和55卒31期)

〒001-0021 札幌市中央区北五条西二丁目十七
電話 〇一（二）二八一八四四
FAX 〇一（二）二八一八四五

岸田法律事務所

弁護士

岸田洋輔

(平成8卒47期)

弁護士

縄野 歩

(平成10卒49期)

〒001-0021 札幌市中央区南一条西三丁目プラザビル四階
電話 〇一（二）二五一六六八
FAX 〇一（二）二七一〇六六



昭和47年卒業(第23期) 岡 孝



マンハイム便り

マンハイム大学は城の中

昨年一月中旬から今年八月末までの予定でドイツ・マンハイムに住んでいる(四月に一時帰国した)。三〇年前にゲッティンゲン大学で知り合ったタオピーツ教授を頼り、当地にやってきた。マンハイムは交通の要衝の地でフランクフルト空港からも近い。大学は城の中にある。宿舎は街なかであり、大学まで徒歩で数分程度。どこに行くにも徒歩二〇分以内という便利さだ。一九七七年に大学に勤務して以来初めて職住接近のありがたさをかみしめている。以下、研究のこと、過去二回のドイツ滞在と比較して今回特に印象深いことを簡単にまとめてみよう。

鉄道ストにはばまれて

当地では、主に成年後見制度と国連障害者権利条約との関係についてドイツ語圏の国々がどのような対応をしようとしているのかを調べている。被後見人の行為能力を制限し、後見人に代理権を付与するという各国に共通なシステムは、国連障害者権利委員会により改革を勧告されている。ドイツ、スイス、オーストリアと順次調査をしようと考えていた。しかし、五月にDB(ドイツ鉄道)のストライキが起きた。六月一七日現在、調停作業で二五日まで中断しているが、これが不調に終われば、今度は無期限ストをする組合は警告している。そのため、調査の日程を大幅に組み替えざるをえなくなった。まずスイスから手をつけはじめたが、希望の機関を数日間であとめてインタビューをすることは困難である。オーストリアについては、ストの行方を見極めつつ飛行機の利用も検討している。

三〇年前に住んだ旧東ベルリン再訪

一九八六年七月、当時勤めていた法政大学とフンボルト大学との学術交換協定を利用して一ヶ月間旧東ベルリンに住んだ。今回調査でベルリンを訪問した際、昔の住所地を訪れた。市電の停留所を降りて、記憶をたよりに教会の裏手の道を行ったところにその集合住宅があった。昔の建物そのままだが、きれいに修理修復されている。住居の前の道は、公園を横切って「壁」へと続く。当時この道は壁で遮られていたが、そのまま

西ベルリンに続いていたことがわかった。この壁を越えようとして命を落とした人々の記録等が残されており、胸が痛む。

当時私を親身に世話してくれた助手のクルツハルツ氏は、夫人がホーネッカー側近で忙しいからと、自身が丸一日うさぎの肉を煮込んだ料理を作ってもてなしてくれた。形式上の受入教授は、壁崩壊の後、いち早くモスクワに逃げたと聞いている。この助手一家にはその後手紙を送ったが、宛先不明で返送されてしまった。当時保母の修業をしていた一人娘が生活を支えているのかもしれない。いつの日かクルツハルツ氏に再会したいと願っている。

ドイツの今昔

これまでのドイツ滞在のときは労働者のストライキに遭った経験はないが、今回は頻繁に出くわしている。それも鉄道だけでなく、KITA(全日制保育所)、郵便局などが目についた。

DBは、競争相手の長距離バスに対抗して、切符をオンラインで購入すると、非常に安くなるような料金を設定している。そのため、割引料金で切符を買うが、必ず指定した列車に乗らなければならない、キャンセルの場合かなりの手数料もとられる。

先日、私は列車を割引料金で予約していたが、ちょうどその前日からストが始まった。どうしても空港に行く用事があり、マンハイム・空港間のリムジンタクシーを当日の朝四時半に予約しておい

た。念のためその日の午前三時にDBのHPを見たところ、ストの場合は、最初に乗る列車が発車する前までならば無料でキャンセルに応じるという。ストによる間引き運転のため、どの列車が運休かは直前までわからないという理由からだろうか、告知が遅れたようである。少なくとも前夜一時まではそのような案内はなかったのだ。かろうじてキャンセルには間に合ったが、不向きなやり方だ。

もう一つ、テレビの受信料徴収にも驚いた。半年間に通算三ヶ月以上EU域内に滞在する場合にはビザを申請しなければならぬ。その条件として住民登録が必要であるが、住民登録をすると、テレビ・ラジオの受信料(放送負担金)と訳されている)支払義務が生じるのである。二〇一三年一月からは、PCを含め受信機所持の有無を問わず市民の義務として支払わなければならないのである(現在、月額約一八ユーロ)。ARDなど公共放送局と各ラントとの「州間協定」に基づくこのような徴収は法的根拠として弱いのではない。ただ、大学の宿舎に入居している外国人のゲストは大学が一括して支払うので個別に対応する必要はないのとこと。しかし、いずれ日本もこのような方向に進むのではないかと思わずにはいられなかった。

そのほか、商店の閉店時間を制限する閉店法も崩れつつある。三〇年前は、夜七時にはどの店も閉めていた。それが、付近には日曜日を除いて深夜一二時まで開いているスーパーも登場し、驚きつつ利用している。

同窓 あれこれ

「中食2階のラーメン」

渡邊 賢

昭和56年卒業(第32期)



奈良に引越してきてから早19年が経ちました。生まれ故郷の群馬県高崎市で過ごした18年は越え、札幌で暮らしたのと同じ年月が流れたことになります。奈良に移り住んだ当初は、梅雨の蒸し暑さに耐えかね、一晩中エアコンをつけて寝ては風邪をひいていましたが、人間というのは恐ろしいもので、今では関西の夏の暑さにも慣れてしまいました。もともと関西弁に染まることはなく、未だに北海道弁を駆使(?)しております。夏の暑さ以外に閉口したのが食べ物、特にラーメンです。関西では麺を非常に柔らかく煮るのです。しかも大半はストリート麺。現在の勤務先である公立大学法人大阪市立大学(近畿圏では「市大」といいますが、これを「しだい」と読むか「いちだい」と読むかで争いがあります)の学生食堂のラーメンも当然この系統でして、ほとんど手を出す気がおきません。市大の学生食堂はラーメン以外もなかなかもので、市大の法科大学院(ロー・スクール)に

入学した他大学出身の学生は、学生食堂を何とかしてくれという苦情をしばしば訴えてきます。ただ、市大出身の学生は学生食堂にかなり満足しているようで、それはそれでやはり「慣れ」というのは恐ろしいと思ってしまう。これと比較しますと、今から思い返しても、北大の中央食堂2階のラーメンは美味でした。数年に一度くらいのペースで北大を訪れる機会があるのですが、札幌を離れてからは中央食堂2階のラーメンにありついていないのが残念です。市大の学生食堂も中央食堂1階レベルにまで改善されるとよいのですが、期待はほとんどできません。

味以外にも市大の学生食堂には大きな問題点があります。それは、食事スペースがあまりに狭い、ということです。その結果、昼食時の混み方は尋常ではありません。このような学生食堂の問題さえも解消できる余力のない、貧乏な公立大学法人ですが、そんな公立大学法人にもひとつだけ大きな長所があります。それは、公立大学法人は文部科学省からの補助金を受けておらず、総務省管轄になる、という点です。例えばロー・スクールへの補助金は、総務省が学生の数をもとに機械的に計算して支出しております。このような仕組みですので、公立大学法人の場合、文部科学省との関係性は北大のような国立大学法人ほどには直接的ではありません。結果的には、現在のところ、相対的に

「憲法を通じて繋がった縁」

瀬戸 悠介

2010年卒業(第61期)



今からちょうど10年前に北海道大学法学部に入學した瀬戸悠介と申します。辛うじて大學受験から解放された後、右も左もわからないまま「裁判問題研究会」という、難しそうなサークルに入り、憲法判例を見たのがきっかけで憲法に興味を持ち、友人とおもしろいラーメンやケーキ屋さんを探するために札幌市内を自転車で行き回り、自由気ままに生活する、そんな学生でした。大學卒業後は、弁護士になりました。大學卒業後、法科大学院に進学して司法試験を受験し、現在、弁護士として執務を行っています。

法学部生や法科大学院生にとって、よくわからない法律を挙げると言われたら

よく出てくる憲法ですが、学生生活を振り返ると、この憲法のおかげで私は楽しい学生生活を過ごすことができました。学部生の時は、憲法ゼミや「裁判問題研究会」で熱く議論をした後、友人たちや先輩・後輩と夜遅くまで語り明かし、それがきっかけで仲良くなり、勉強はもちろん、一緒に遊びに出かけるようになっていきました。

受験勉強ばかりで辛かった法科大学院生時代にも、講義や自主ゼミで憲法を勉強するときには受験の辛さを忘れてとても楽しくて悩んで勉強していたものです。外から見ると相当変わっていたと思いますが、憲法に興味を持って勉強してきたおかげで教授はもちろん、質問をしてくれた友人たちと楽しく議論することができ、これがきっかけで友人関係を形成できたこともありました。

もちろん、学生生活では辛いことも悲しいこともたくさんあり、司法試験の受験が近くなっていくにつれて、不安や後悔にさいなまれてきましたが、その度に自分を励ましてくれたのは自分が一生懸命に勉強した憲法であり、憲法を通じて知り合った友人たちでした。弁護士になった今でも悩みは尽きませんが、同期や先輩弁護士、友人たちに相談をしながら業務に取り組んでいます。学生時代に議論をした友人たちとは今でも縁が続いており、学生時代の思い出を楽しく語り合っています。

現在も、後輩たちに憲法を教える機会に恵まれ、今でも日々楽しく憲法の試験問題とにらめっこしております。後輩

が真剣に問題に取り組む様子を見て微笑ましく思っていますし、特に、後輩の司法試験受験生が合格したと報告を受ける度にとてうれしく思っています。

このように、大学や法科大学院生活で楽しく過ごせたことも、そして現在においても縁に恵まれ、楽しく仕事をしていることができるのも、北大で学んだ憲法のおかげではないと思います。特に「裁判問題研究会」の顧問でいらっしゃる岡田先生、「素朴な疑問」を提示することでゼミを盛り上げてくださった常本先生、法科大学院時代に熱心に講義をしてくださり、質問をしに行っても快く答えてくださった佐々木先生及び笹田先生には感謝しきれません。

これからも、憲法を通じて得た縁を大事にしていきたいと思っています。

「4年間を振り返って」

2015年卒業(第66期)

大東 美妃



私は北海道大学法学部を卒業後、日本評論社という東京の出版社に就職しました。まだ今年入社したばかりで、法律部門の編集者として勉強中です。生まれも育ちも北海道で、一人暮らしをはじめ

てなので毎日あわただしく過ごしています。

学生時代を振り返ると、とにかく誰かに助けてもらったり、相談にのってもらった記憶が多いので、周りの人間関係に恵まれていたなあと感じます。楽しい経験ができた場所は、友人や先輩の紹介で訪れたものがほとんどでした。

法架ゼミでは大学生活のほとんどを一緒に過ごした友人を得ることができました。また、先輩のすすめで選んだ城下先生の刑法ゼミは、毎年合同ゼミに呼んで頂けてとても楽しかったです。進路で悩んだときも相談にのって頂いたり、と城下先生には本当にお世話になりました。

アルバイトも先輩の紹介で、小さな喫茶店を選びました。大学ではお話しする機会のない年代の方のお話を聞くことができて楽しかったです。元々コーヒーが苦手な飲み物でしたが、働いているうちに好きになりました。今、働いていて、打ち合わせに出されたコーヒーが普通に飲めるたびに喫茶店で働いていたときのことを思い出します。今も帰省すると必ずマスターに会いに行っています。

私は北大に入学する前に、予備校で1年間浪人をしていました。そこでも大切な友人を得ることができましたし、またつらいときにもうひとふんばりできるよう成長できたと思います。その後入学できた北大でも楽しいことばかりでしたので、もう1年がんばらせてくれた両親にはとても感謝しています。



(株)ブライダルは北海道大学法学部同窓会の皆様の「結婚」を応援します。

37年の実績

(株)ブライダルは今まで法人福利厚生、官公庁、各大学会報誌などで、数多くの方々の結婚のお世話をさせて頂いております。少子化問題にも『結婚』という形で社会に貢献できる企業を目指しており、特に北大校友の皆様には平成18年より「北海道大コース」を設け、多くの方にご利用頂いております。この「同窓会報・楡苑」を見たとおっしゃってくだされば、校友の皆様はもとより、ご家族の方でも特別に「結婚」を特典付(登録料50%OFF)にてお世話させて頂きます。

北海道大コース

登録料 **50% OFF**

ブライダルコース ¥226,800 ▶ ¥210,600 etc.

エクセレントコース ¥388,800 ▶ ¥372,600 etc.

●価格は登録料・会員サポート費・月会費(12回分)の税込総額です。



下のQRコードにて携帯サイトに簡単にアクセスできます。(一部対応しない機種がございます。)



株式会社 **ブライダル**

Network 東京・横浜・湘南・浜松・豊橋・名古屋・岐阜・大阪

東京本社 〒163-0528 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル28F
名古屋本社 〒460-0008 名古屋市中区栄3-7-13 コスモ栄ビル9F
大阪支社 〒530-0001 大阪市北区梅田1-12-17 梅田スクエアビルディング6F

お問い合わせ
(月曜定休)

0120-415-412

ホームページ <http://www.bridal-vip.co.jp>
携帯サイト <http://www.bridal-vip.net/m/>



おくやみ



故・石川武北海道大学名誉教授

石川武先生は、2014年8月5日、数ヶ月の闘病の後、亡くなりました。享年86歳でした。

先生は、その研究生活の前半期において、いわゆる国王自由人学説に、その史料の基盤にまでさかのぼる徹底した検討を加えることを通じて、西洋中世初期国制像の根本的な見直しが必要であることを明らかにされ、この分野におけるその後の研究動向に決定的な影響を与える仕事をされました。研究生活の後半期には、13世紀ドイツの法書『ザクセンシュピエゲル』の研究に没頭され、その用語と論理を緻密に分析することを通じて、その後のドイツ法史に多大な影響を及ぼしたこの法書の性格と構造を解明されました。ドイツ古来の慣習を記録した法史料と見なされていたこの法書を、その作者アイケ・フォン・レプゴウが同時代の平和運動

やローマ法学・教会法学の議論をも参照しつつ、彼自身の法学的思考を働かせて構成した法的作品であったととらえる先生の学説は、ドイツ学界でも注目され、高い評価を受けました。

このように研究面で傑出した成果を残された先生は、お人柄の点でも「目立つ」方でした。議論には減法お強くて、ドイツ人学者相手でも理詰めで論破してしまわれる様子には、もしこの先生と対立する立場になったらこれは大変だと思わされました。しかし先生にはそうした厳しさの一方で、何とも言えない愛嬌があり、抗いがたい人間的魅力と生命力を発散しておられました。他の学者を論評する際にも、エピソード交じりで大いに笑いながら話されていたことが記憶に残っています。また、奥様のことをやや照れながらお話しになる様子からは、ご家族への深い愛が感じられました。存分に人生を生きられた先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

田口 正樹
(北海道大学法学研究科教授)



故・福永有利北海道大学名誉教授

本学名誉教授の福永有利先生は、平成27年5月6日、ご入院先でご家族に見守られながらご逝去されました。享年79歳でした。先生の北海道大学教授時代に教えを受けた者の一人として、この場をお借りして先生におくやみを申し上げます。

福永先生は神戸大学のご出身で、山本戸克己教授のご指導の下、民事訴訟法学を専攻され、関西大学と広島大学の教授を経て、昭和56年10月に北海道大学に着任されました。

福永先生が北大で担当されたのは、民事訴訟法、多数当事者訴訟をテーマとする特殊講義、演習などです。また、先生の研究のご業績は、民事訴訟法学全般にわたります。その中でも「当事者論」に関するものが中心的で、伝統的な解釈論を展開される一方、環境保護訴訟、消費者保護訴訟など先端的なテーマに積極的に関与してこられました。倒産法分野でも、早くからリース、ファ

クタリング、フランチャイズ、ジョイントベンチャーといった新しい契約類型の倒産法的な分析を行い、その理論的な確かさと視野の広さは、その後の倒産法改正の立法に参画された折にも、いかなく発揮されました。

福永先生に直接・間接の形で受けた学恩は、昼の学問だけでなく、夜のお酒の世界にも及びます。先生と学外の研究会に参加すると、その夜は場所を替えてお酒を飲みながら色々な話を先生から聞くことができ、また多くの実務家の方々を知り合う機会をいただけました。

晩年の福永先生は、体調を崩されつつも、同志社大学の法科大学院で教鞭をとられていました。教授職を退かれてからも私たち後進に先生の率直なご意見をいただけるものと思っております。したので、先生のご逝去は残念でありません。また奥様をはじめ、ご家族の皆様への哀しみもいかにかと拝察しております。

ここに、改めて福永先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

町村 泰貴
(北海道大学法学研究科教授)

学生サークル紹介

北海道大学法律相談室

谷地元 崇太（法学部3年）

北海道大学法律相談室（ほうそう）は約55年の歴史を有する、北海道大学法学部公認サークルです。北海道大学の正門には法律相談室の大きな看板があり、学部外の方からの支持も受け、これまで活動を行ってきました。毎週土曜日に活動を行う際には法学部の山本哲生教授、林誠司教授、濱口弘太郎助教に顧問をお願いして、さまざまな指導をしていただいています。

私達法律相談室の活動内容は、市民の方から様々な法律相談をお受けして、2、3年生が主体となつて無料で回答するというものです。相談内容としては主に民事系で土地問題や相続問題、労働問題などを多く取り扱っており、刑事法関係や現在係争中の事案については弁護士法の規制などからお受けしていません。相談は毎週土曜日の午後1時から3時まで受け付け、相談活動の終了後には、顧問の先生方を交えてその日の相談を検討します。問題を抱えた市民の皆様から直接法律相談を受けているため、室員と先生方とで真剣に議論を重ねて、回答を出しています。実際に目の前で聞いた法律問題について自分の頭で考え、議論し、回答を出すという作業は簡単ではありませんが、法律的な考え方を学ぶこ

とができ、法律を勉強する上でとても役に立っていると日々感じており、このような場で勉強できることが貴重な経験だと常々思っています。また相談にいられた方のお役に立とうと努力し最善の答えを考えて説明を行い、最後に相談者の方に感謝していただいたときには、素直に、相談活動をしていてよかった、と思います。

市民の皆様からの相談を受けていると、普段の授業では触れることのない法律の条文や、学ぶことのない判例、あまり実際に目にする機会のない法律手続等について質問を受けることが多く、こういった内容を扱うことは非常に意義深いものであり、学問としての法学はもろろんのこと、より生活に身近な法を身にしみて感じながら勉強できるため、非常にためになる勉強をさせていただいていると感じるのと同時に、法学部生としての誇りを胸に日々活動しています。相談はだいたい週に1件か、天候によつては2週に1件というペースで来ていますが、相談者の方の中には、「困ったことがあったらまた来ます」と法律相談室を頼りにしてくださり、何度も来室してくださる方もいます。より多くの相談を受けていくためにも、相談活動の迅速化や積極的な広報活動を行い、無料法律相談の利用をより気軽に市民の皆様に使っていただくための環境整備を室員一同励んでいきたいと思っています。

また、相談活動とは別に毎週土曜日の午後1時から3時に、1年生の室員に対しては法律についての基礎的な知識を教える勉強会の「1年生ゼミ」を開き、法学

部での勉強で躓かないように手引きをしつつ、教える側の2、3年の学生にとつても予習・復習することで学びを深めることができるような活動も行っています。この場で教える内容は基本的には相談活動に役に立つ民法範囲についてですが、時には刑法や知的財産法など1年生のうちにはあまり触れることのない内容を取り上げるときもあります。また期末試験近くになると普段の「1年生ゼミ」の特別版として、1年生の受けている「法学入門」という科目に関して3年生がテスト対策ゼミを行っており、法学部独特の試験の解答法を教えたり、民法範囲の学習を助けたりするなどの活動も伝統的に行っています。ゼミを行う側である私達3年生も自らが1年生のときにこうしたゼミに非常に助けられた経験があるため、1年生によりわかりやすい説明を行うことができるように気を引き締めて準備をしています。

以上のような日常の相談活動の他にも、さまざまな活動を行なっています。まず法律相談室の最も大きな活動である「移動法律相談」では、毎年夏に、弁護士のない市町村に出向き、2泊3日で法律相談活動をしています。昨年度は広尾町へ行き、3件の相談を受けました。地元の十勝毎日新聞において、私達の相談の様子が記事になり、地元での熱い歓迎を受け、移動法律相談活動は非常に充実したものとなりました。今年度は道東の標津町に行く予定です。

また、法学の話から少し離れた活動になつてしまのですが、檜陵祭での焼き

おにぎり販売も、法律相談室の伝統となつています。檜陵祭期間中には、たくさんのお話の機会も多くありますので、貴重な交流の場ともなっています。その他にも、夏場には北海道の名物ジンギスカンパーティーをやったり、忘年会を開催したり、冬にはスキー旅行に行ったりなど、室員の親睦を深める活動も定期的に行い、これらの活動において1年生から4年生までの室員と先生方の交流の機会があつて、飲み会などの場において法律の話はもちろんのこと、さまざまな分野の教養になる話ができるのも法律相談室のいいところだと思っています。

以上のように、法律相談室は毎週学びのある楽しい活動をしています。2015年も市民の方々のお役にたてる法律相談室として室員一同精進して活動していきたいと思っています。是非札幌近郊にいらつしやる方は御気軽に毎週土曜日の午後1時から3時までの間に相談にいらしてください。



北海道大学出版会

平和憲法の確保と新生

深瀬忠一・上田勝美
稲正樹・水島朝穂 編著

人権の尊重なくして平和はなく、平和に生きることもなくして人権の尊重もありえない。平和憲法の確保と新生を願う憲法研究者と国際法研究者の論文を集成。

3600円

環境保全の法と理論

高橋信隆・巨理 格
北村喜宣 編著

環境法の基本的考え方、個別法のポイント、訴訟解説、重大事件についての現場感覚あふれるコメントを凝縮。幅広い学生を対象とするテキスト。

6500円

法のクレオール序説

長谷川 晃 編著

異法融合の秩序学 有機的・動的に法を理解する主体的視座を開拓。

5200円

税理士制度と納税環境整備

川股修二 著

税理士法33条の2の機能 現在の税理士制度の構造的な問題を描出し、外国法や日本法における他の専門家制度との比較を行う。

6000円

北海道石炭じん肺訴訟

伊藤誠一 著

国の責任を肯定する画期的な筑豊最高裁判決を経て全面解決にいたる20年の記録。集団訴訟に取り組む弁護士組織についても経歴的に述べる。

8000円

〒060-0809 札幌市北区北9西8北大構内「価格税抜」
Tel 011(747)2308 / Fax 011(736)8605

<http://www.hup.gr.jp/>

つたえる
つなぐ
もっとつたわる



わたしたちはひとりひとりが良いものづくりの
理念のもと仕事に取り組んでおります。
各部門が互いに強くつながることで
もっと良いカタチにしてお届けしていきます。

TOTAL PRINTING
株式会社 須田製版 www.suda.co.jp/

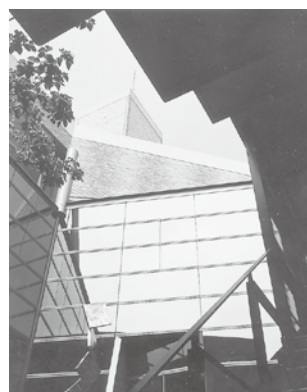
札幌本社：〒063-8603 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-8
TEL.011-621-1000 FAX.011-621-1500
旭川支社・釧路支店・苫小牧支店・関東支店・滝川営業所・帯広営業所・北見営業所



札幌本社、発着工場
認定取得

同窓会サポート企業

SALAT
株式会社 サラト



■本 社
〒670-0948 兵庫県姫路市北条宮の町172
Tel.079-284-1380

■東京支社
〒110-0016 東京都台東区台東4-18-7 シモジビル5F
Tel.03-3832-6381



<http://www.salat.co.jp>

2014年度収支決算報告書

自 2014年7月 1日
至 2015年6月30日
(単位：円)

(収入の部)				(単位：円)					
項 目	金 額			備 考	項 目	金 額			備 考
	予 算	決 算	前年度対比			予 算	決 算	前年度対比	
会費収入	2,350,000	2,065,000	176,000	終身会費 ¥50,000－×26名 ¥40,000－×1名 ¥20,000－×1名 ¥12,000－×1名 ¥10,000－×9名 年会費 ¥3,000－×198名 ¥6,000－×1名	事 務 費	500,000	68,329	－152,432	
					会 議 費	300,000	286,799	－66,483	総会(懇親会)、 役員会、 編集会議等
					印 刷 費	370,000	448,200	101,700	会報30号
					交通通信費	1,000,000	864,298	－511,742	会報発送、 総会案内など
					助 成 金	200,000	200,000	0	卒業生懇親会費用
広告収入	240,000	330,000	200,000	会報30号 ¥240,000－ 会報31号 ¥90,000－	謝 金	50,000	49,026	24,620	テーブル起こしなど
					人 件 費	900,000	900,000	75,000	事務局給与(交通費)
					雑 費	50,000	32,406	292	郵便振替手数料など
雑 収 入	330,000	450,451	186,877	総会 3学部負担 その他 ¥162,934－	合 計	2,920,000	2,849,058	－529,045	
合 計	2,920,000	2,845,451	562,877		単年度収支差 ¥2,845,451－¥2,849,058＝△¥3,607 次年度繰越金 ¥3,217,390 今年度収支差 ¥3,213,783				
					繰越金内訳 預貯金 ¥3,195,730 現金 ¥18,053				